

富山県氷見市における強姦・同未遂事件再審無罪判決についての会長声明

2002年（平成14年）1月および同年3月に富山県氷見市で発生した強姦・同未遂事件の被告人とされ、同事件で有罪判決（確定）を受けて服役を強いられた柳原浩氏に対し、富山地方裁判所高岡支部は、2007年（平成19年）10月10日に同事件の再審事件において無罪判決を言い渡した。

柳原氏は、2002年（平成14年）4月、本件の被疑者として警察の任意の取調べを受けた際、警察官が、家族が見放している旨の虚偽の事実を告げ、実母の写真を見せることで心理的圧迫を加えて自白を迫るなどの不当な取調べを行った結果、自ら犯人であることを認める虚偽の自白に追い込まれた。これにより、同氏は逮捕され、裁判所の勾留質問において一旦は被疑事実を否認したものの、その後の取調べにおいても、警察官から恫喝されて再び虚偽の自白に転じ、以後、捜査官から誘導されるままに虚偽の自白を継続した。その結果、同氏は、同年11月7日、同支部において懲役3年の実刑判決の言渡しを受け、約2年2か月もの長期にわたり刑務所での服役を余儀なくされた。2006年（平成18年）11月、真犯人が本件犯行を自認したことから柳原氏の無実が明らかとなり、同支部は、2007年（平成19年）4月12日、本件について再審開始を決定し、この度の無罪判決に至ったものであるが、この間、同氏が被った有形無形の被害は誠に甚大であり、筆舌に尽くし難いものと言わなければならない。

最高検察庁は、2007年（平成19年）年8月、志布志事件と本件における捜査・公判活動の問題点を検証した報告書を公表し、この中で、捜査官が客観証拠を軽視し、自白に依拠した捜査を行ったことに問題がある旨論じているが、そもそも捜査官が柳原氏を犯人と決めつけ、同氏に虚偽の自白を強要した根本原因は何ら検証されておらず、ましてや、被疑者の虚偽自白を防止するための具体的方策については全く提言されていない。かかる違法捜査を抑止するためには、当会も本年10月12日に総会決議をしているとおり、被疑者取調べの全過程を録画・録音する可視化制度を一刻も早く導入することが必要不可欠である。この意味でも、上記の報告書は極めて不十分なものと言わざるを得ず、当時の違法捜査については、厳しく糾弾されて然るべきであり、再審公判においても、この取調べの問題点を検証されなかつたことは再発の防止という観点からみると残念である。他方、同氏に対しては、捜査段階で当番弁護

士が接見し、公判段階で国選弁護人が弁護活動を行ったものの、同氏の虚偽の自白が見過ごされる結果になっており、同じく弁護活動を担当する弁護士として事実を重く受け止め、自らの襟を正さねばならない。

本件のような悲惨な冤罪を根絶し、司法に対する国民の信頼を回復するためには、本件において違法捜査が行われた根本原因を究明すべく徹底した調査・検証を行うことは当然のことである。当会としても、捜査段階から公判段階にかけての一貫した継続的弁護活動の有用性に鑑み、当番弁護士制度や国選弁護制度において、被疑者・被告人のために実質的かつ効果的な弁護活動が実践されるよう不断の努力を傾注し、併せて、現在日弁連や地元弁護士会で行われている当時の弁護活動についての真摯な調査・検証結果が公表されるのをまって、この反省を今後の弁護活動にいかすことを表明するものである。

2007年（平成19年）10月17日

兵庫県弁護士会

会長 道上 明